

■平成29年度第7回（第275回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 平成29年10月11日（水） 午後2時30分～午後3時00分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、遠藤副市長、日野副市長、教育長、技監、
都市戦略本部長、総務局長、財政局長、総合政策監、中央区長

【議 題】 中央区保健センター移転事業について

< 提 案 説 明 >

中央区保健センター移転事業について、中央区長から次のような説明があった。

- ・ 本件は、平成30年4月の「子ども家庭総合センター」開設に伴い、中央区役所別館に執務室を置く児童相談所が移転し空きスペースが生じるため、現在区役所から離れている中央区保健センターを、中央区役所別館へ移転することについて審議いただくもの。
- ・ 中央区保健センターは、区役所から約500メートル、徒歩5分の距離にある。保健センターには、妊婦や乳幼児連れ、難病や高齢の利用者などが多く、区役所と保健センターが離れていることで、市民に負担をかけている状況となっている。
- ・ また、業務を行う上でも、事務効率が悪く、関係各課との連携が必要な案件への対応などに苦慮しているところである。
- ・ さらに、平成28年4月から、保健センター内に妊娠・出産包括支援センターが設置され、妊娠期からの面接支援を行っているところだが、区役所関係各課と離れていることで、支援について他区との格差が生じている。
- ・ 具体的な課題について説明を行うと、母子保健事業においては、出産・育児・子育ての支援を実施しているため、妊婦や乳幼児連れの利用者が多いのだが、区役所の子育て支援施策の窓口である支援課を相互に利用するため、庁舎間を移動しなければならない負担をかけている。
- ・ また、虐待リスクが高い案件では、支援の遅れを防ぐため支援課や福祉課など関係各課とスピーディかつ相対による密接な連携をとり対応する必要があるが、庁舎間が離れているため対応に苦慮している。
- ・ また、難病などの医療給付申請の受付事務も行っているが、住民票や所得証明を区民課、課税課で発行した後、申請書と併せて保健センターへ申請する必要があるため、申請者からは、庁舎間の移動が伴う不便さについて指摘を受けている。
- ・ 平成28年度から、妊娠・出産包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない包括的な支援を行うため、まず、母子健康手帳発行時に助産師や保健師などの専門職による面接相談支援を実施しているところだが、母子健康手帳

は、保健センター及び区役所区民課で発行可能となっているため、区役所内に保健センターがある他区では、保健センターにて母子健康手帳を発行している数が多く、専門職による面接相談支援の実施割合が高くなっているが、庁舎間が離れている中央区では、母子健康手帳の発行は、区民課の方が多く、発行後に保健センターまでの移動が伴うこともあり、専門職による面接相談支援の実施割合が他区と比べて低くなっており、他区と支援の格差が生じている状況となっている。

- ・ 移転後の保健センターの使用面積だが、空きスペースが発生する別館では、保健センターの主な業務を行うための執務室、相談室及び講座室として使用し、健康運動教室など大きなスペースを必要とする事業は、本館の大会議室を使用することで、移転後も同等のスペースを確保し、現在と同等のサービスを提供することが可能である。
- ・ 移転には、改修工事が必要となるが、別館の現状の施設を最大限活用し、改修は最低限とする。
- ・ 移転による効果だが、利用者の負担が軽減され利便性が向上する、また、支援が充実するなど市民サービスの向上を図ることができる。
- ・ また、区役所機能の集約により、区役所職員間の連絡や連携による業務の効率化及び協力体制の充実を図ることができる。
- ・ 以上から、中央区保健センターを中央区役所建物の空きスペース、区役所別館に移転したいと考えている。

< 意見等 >

- ・ 中央区保健センターの移転は、市民の利便性向上が図れるものであり、異論はない。
 - ・ 移転後の供用開始を平成 32 年度としているが、市民サービスを考えると早期移転が望ましい。スケジュールを早めることは可能か。
- 財政課を含め、関係部局と調整の上、できる限り早める方向で進めていきたい。

< 結果 >

- ・ 中央区発議の中央区保健センター移転事業については、原案のとおり了承とする。ただし、以下の点に留意すること。
 1. 関係部局と調整し、可能な限り早期移転を目指して対応すること。

< 会議資料 >

(資料) 中央区保健センター移転事業について